

第12_固定資産税納税通知書関連帳票（当初用）_C_帳票レイアウト仕様書12

固定資産税（都市計画税）（当初用）【表面】

- A：納税通知書1
- B：納税通知書2
- C：課税明細書1
- D：課税明細書2
- E：課税明細書3（償却資産）
- F：課税に関するお問い合わせ先
- G：口座振替依頼書 ※ミシン目付
- H：納付書1～4 ※ミシン目付

固定資産税（都市計画税）（当初用）【裏面】

- ①：納税通知書の説明
- ②：課税明細書の説明
- ③：住宅特例・新築軽減について
- ④：課税明細書（償却資産）の説明
- ⑤：賦課の根拠その他
- ⑥：約定（金融機関宛） ※ミシン目付
- ⑦：納付書 ※ミシン目付

納税通知書（当初用）種別及び帳票構成一覧

【表面】 ※→の順番で冊子になります。

通知書種類 印字パターン	一般用納税通知書	一般用納税通知書 （償却資産有）	口座用納税通知書	口座用納税通知書 （償却資産有）	共有構成員用 納税通知書																																							
A：納税通知書1 B：納税通知書2 C：課税明細書1 D：課税明細書2 E：課税明細書（償却） F：お問い合わせ先 G：口座振替依頼書 H：納付書	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>→</td><td>B</td></tr> <tr><td>C</td><td>→</td><td>D</td></tr> <tr><td>F</td><td>→</td><td>G</td></tr> <tr><td>H</td><td>→</td><td>H</td></tr> <tr><td>H</td><td>→</td><td>H</td></tr> </table>	A	→	B	C	→	D	F	→	G	H	→	H	H	→	H	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>C</td><td>D</td></tr> <tr><td>E</td><td>G</td></tr> <tr><td>H</td><td>H</td></tr> <tr><td>H</td><td>H</td></tr> </table>	A	B	C	D	E	G	H	H	H	H	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>C</td><td>D</td></tr> </table>	A	B	C	D	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>C</td><td>D</td></tr> <tr><td>E</td><td>F</td></tr> </table>	A	B	C	D	E	F	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>C</td><td>D</td></tr> </table>	A	B	C	D
A	→	B																																										
C	→	D																																										
F	→	G																																										
H	→	H																																										
H	→	H																																										
A	B																																											
C	D																																											
E	G																																											
H	H																																											
H	H																																											
A	B																																											
C	D																																											
A	B																																											
C	D																																											
E	F																																											
A	B																																											
C	D																																											

【裏面】 ※表面Aの裏が①となります。

通知書種類 印字パターン	一般用納税通知書	一般用納税通知書 （償却資産有）	口座用納税通知書	口座用納税通知書 （償却資産有）	共有構成員用 納税通知書																																		
①：納税通知書の説明 ②：課税明細書の説明 ③：住宅特例・新築軽減について ④：課税明細（償却）の説明 ⑤：賦課の根拠その他 ⑥：約定（金融機関宛） ⑦：納付書	<table border="1"> <tr><td>②</td><td>①</td></tr> <tr><td>白紙</td><td>③</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>⑦</td></tr> </table>	②	①	白紙	③	⑥	⑤	⑦	⑦	⑦	⑦	<table border="1"> <tr><td>②</td><td>①</td></tr> <tr><td>④</td><td>③</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>⑦</td></tr> </table>	②	①	④	③	⑥	⑤	⑦	⑦	⑦	⑦	<table border="1"> <tr><td>②</td><td>①</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>③</td></tr> </table>	②	①	⑤	③	<table border="1"> <tr><td>②</td><td>①</td></tr> <tr><td>④</td><td>③</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>白紙</td></tr> </table>	②	①	④	③	⑤	白紙	<table border="1"> <tr><td>A</td><td>B</td></tr> <tr><td>C</td><td>C</td></tr> </table>	A	B	C	C
②	①																																						
白紙	③																																						
⑥	⑤																																						
⑦	⑦																																						
⑦	⑦																																						
②	①																																						
④	③																																						
⑥	⑤																																						
⑦	⑦																																						
⑦	⑦																																						
②	①																																						
⑤	③																																						
②	①																																						
④	③																																						
⑤	白紙																																						
A	B																																						
C	C																																						

その他帳票及び封筒

⑧課税明細書（別送）

※表面のみ

⑨口座振替のご案内・口座振替依頼書の記入例

※表面／裏面

⑩市からのお知らせ（内容未定）

※表面／裏面

⑪区内特別郵便用窓空き封筒

⑫料金後納郵便用窓空き封筒（市内宛用）

⑬料金後納郵便用窓空き封筒（市外宛用）

⑭料金後納郵便用窓空き封筒（課税明細書用）

⑮料金後納郵便用窓空き封筒（再印字用）

A：納税通知書1

令和7年度 静岡県浜松市 固定資産税・都市計画税 納税通知書 1頁

納税義務者または納税管理人等 あなたの固定資産税・都市計画税を本書のとおり決定しましたので通知します。



通知書番号	
整理番号	
金融機関名	
口座番号	
口座名義人	
振替方法	

一般用納税はこの部分
が印字されません。

■お知らせ ■お問い合わせ先

■お知らせの記載パターン

一般用納税通知書	口座用納税通知書	共有構成員用納税通知書
<p>〔昨年まで口座振替をご利用されていた方へ〕 昨年中に、納税義務者、共有の構成員や持ち分の変更をした場合には、口座振替は自動的に継続されず、納付書払いとなります。口座振替をご希望の方は、改めてお申込み手続きが必要となりますのでご了承ください。 (口座問い合わせ先：税務総務課 ☎(053)457-2261)</p>	<p>振替日は、各納期限の日です。 全納(一括納付)のお申込みをされている場合は、第1期の納期限の日に口座振替します。なお、残高不足で振替できなかった場合は、13営業日後に再振替を行います。 口座振替は翌年度以降も継続されます。ただし、納税義務者や共有持分の変更、あるいは新たに不動産を取得した場合には、あらかじめ口座振替の申込みが必要となる場合がありますのでご了承ください。</p>	<p>この納税通知書の内容は、共有分です。 共有代表者以外の共有者の方にお送りしています。 納付書は共有代表者の方にお送りしています。</p>

■お問い合わせの記載パターン

中央区	浜名区	天竜区
<p>《中央区の土地・家屋》 ☎053-457-2155 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 浜松市 資産税課</p> <p>《償却資産》 ☎053-457-2156 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 浜松市 資産税課 償却資産グループ</p>	<p>《旧北区の土地・家屋》 ☎053-523-2879 〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305番地 浜松市 資産税課 北税務グループ</p> <p>《旧浜北区の土地・家屋》 ☎053-457-2155 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 浜松市 資産税課</p>	<p>《天竜区の土地・家屋》 ☎053-922-0015 〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 浜松市 資産税課 天竜税務グループ</p> <p>《償却資産》 ☎053-457-2156 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 浜松市 資産税課 償却資産グループ</p>

F：課税に関するお問い合わせ先

課税に関するお問い合わせ先 浜松市役所 資産税課

土地に関すること		家屋に関すること		償却資産に関すること		証明等に関すること	
中央区 浜名区 (旧浜北区)	053-457-2161 053-457-2163	中央区 浜名区 (旧浜北区)	053-457-2165 053-457-2847	全区	053-457-2156	全区	053-457-2157
浜名区 (旧北区)	053-523-2879	浜名区 (旧北区)	053-523-2879				
天竜区	053-922-0015	天竜区	053-922-0015				

所在地

下記以外の固定資産 〒430-0948 浜松市中央区元日町120番地の1 浜松市役所元日分庁舎3階
 浜名区(旧北区)の土地・家屋 〒431-1395 浜松市浜名区細江町気賀305番地 北行政センター2階
 天竜区の土地・家屋 〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 天竜区役所2階

G：口座振替依頼書

【納税義務者保管用】
浜松市 口座振替依頼書
固定資産税専用

令和 年 月 日
記載の約定を承認し、右記のとおり依頼します。
口座振替申込整理番号

*3枚とも切り離さず、ご提出ください。
*お申込みの際は、必ず別紙「口座振替のご案内」をご確認ください。
*お太宰内を2枚(市役所用・金融機関用)全て記入・押印してください。
*取扱金融機関(裏面参照)の窓口へお申込みください。
*申込期限(毎月20日)の翌末日以降の締切期から口座振替が開始されます。今年度第1期振替には間に合いませんのでご了承ください。
※裏面に約定事項が記載されておりますので、ご確認ください。

金融機関受付印

浜松市 口座振替依頼書 固定資産税専用 【市役所保管用】

浜松市長 整理番号

記載の約定を承認し、下記のとおり依頼します。 令和 年 月 日

納税義務者氏名			
振替方法	<input type="radio"/> 期別で納付	<input type="radio"/> 金納で納付(翌年度から金納、今年度は期別で納付)	
取次金融機関	銀行	専合種別	金融機関コード 支店コード
	金融	1 当座	3 預金
	農協	2 当座	3 預金
口座番号(右づめ)	店 所		
氏名	郵便番号		
住所	日中連絡先 ()		
金融機関承認欄	行 札 理 権		
令和 年 月 日			
金融機関名			

ゆうちょ銀行(郵便局)へのお申込みには、この専用依頼書は使用できません。⇒⇒

浜松市 口座振替依頼書 固定資産税専用 【金融機関保管用】

金融機関 御中 整理番号

記載の約定を承認し、下記のとおり依頼します。 令和 年 月 日

納税義務者氏名			
振替方法	<input type="radio"/> 期別で納付	<input type="radio"/> 金納で納付(翌年度から金納、今年度は期別で納付)	
取次金融機関	銀行	専合種別	金融機関コード 支店コード
	金融	1 当座	3 預金
	農協	2 当座	3 預金
口座番号(右づめ)	店 所		
氏名	郵便番号		
住所	日中連絡先 ()		
金融機関使用欄	不 備 留		
令和 年 月 日	1.誤りなし、2.各個人相違 3.印影相違、4.)印影相違 以外の他		
検 印	照 合	受 付	

⇒⇒浜松市内のゆうちょ銀行窓口にて併付の依頼書(申込書)をご使用ください。

H：納付書

浜松市 納付書 兼 納入済通知書

口座番号	加入者名	浜松市	浜松市 221309
川			
通知書番号			
取納税関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分

氏名または名称

住所等

振込日付印

(浜松市/CSV等本拠帳等)
10桁20桁の数字で表示してください

eL-QR

浜松市 納入書

加入者名	浜松市
口座番号	
通知書番号	
氏名 または 名称	住所等兼表示納付書
番 号	振込日付印
浜松市 221309	

(金控帳簿/CSV等本拠帳等)

浜松市 領収証書

加入者名	浜松市
口座番号	
氏名 または 名称	
通知書番号	
氏名 または 名称	
番 号	
振込日付印	

(金控帳簿/CSV等本拠帳等)

①：納税通知書の説明

1 固定資産税・都市計画税納税通知書の説明

区 分	説 明
① 課税標準額	<ul style="list-style-type: none"> ・税額算出の基礎となる額（課税標準額）を表示しています。 ・土地・家屋の額は課税明細書に表示している課税標準額③④をそれぞれ合計した金額を表示しています。 ・合計額は、土地・家屋・償却資産の課税標準額を全て合計した額について端数処理（1,000円未満切捨て）をした金額を表示しています。 ・この納税通知書に表示している土地・家屋・償却資産それぞれの固定資産税の課税標準額が免税点（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）未満の場合、課税標準額の合計に加算していません。
② 算出税額	①の課税標準額の合計に税率（固定資産税1.4%、都市計画税0.3%）を乗じて得た金額を表示しています。
③ 軽減税額	新築家屋等に関する軽減税額の合計を表示しています。
④ 減免税額	公民館等公益の用に供する固定資産で、物的減免措置の適用がある場合は減免税額の合計を表示しています。
⑤ 算出税額（軽減・減免後）	②で算出された税額から③と④を減算した税額を表示しています。
⑥ 共有分割税額	分譲マンションなどの区分所有家屋の敷地等について、持分に応じた税額を表示しています。
⑦ 算出税額（共有分割含）	⑤と⑥を合算した税額が表示されています。
⑧ 人的減免税額	生活保護等、人的減免措置の適用がある場合は減免税額を表示しています。
⑨ 差引税額	⑦から⑧を減算した税額に端数処理（100円未満切捨て）をした金額を表示しています。
⑩ 年税額	この納税通知書により今年度納めていただく税額を表示しています。

②：課税明細書の説明

2 課税明細書の説明

- ① 道番区分
土地又は家屋の別を表示しています。
- ② 所在地
土地の地番又は家屋が建っている敷地の所在地番を表示しています。同一地番でも利用形態によって、評価の方法が分かれる場合があります。その場合は、評価の方法ごとの地番に分けて記載しています。
- ③ 仮乗地/家屋番号
土地・・・区画整理に伴うみなす課税を行っている場合は、仮乗地の街区番号を表示しています。
家屋・・・登記簿に登録されている家屋番号を表示しています。登記簿に登録されていない家屋（仮登記家屋）の場合は本登記と記載しています。
- ④ 地目/構造
土地・・・宅地・田・畑・山林等の地目を表示しています。
※課税地目のため、登記簿地目とは異なる場合があります。
家屋・・・木造や鉄筋コンクリート造等、建物の主体構造を表示しています。
- ⑤ 地積/床面積
土地・・・地積を表示しています。
※課税地積のため、登記簿地積とは異なる場合があります。
家屋・・・床面積の合計を表示しています。
※登記簿面積と異なる場合もあります。また、マンションなどの区分所有家屋は、階段や電気室などの共用部分を専有部分の割合で採算した床面積が含まれています。
- ⑥ 種類
居宅・店舗・倉庫等家屋の主な用途を表示しています。
- ⑦ 建築年月日
家屋が建築された年月日を表示しています。
- ⑧ 地上階・地下階
家屋の階層を表示しています。
- ⑨ 評価額
地方税法及び固定資産評価基準に基づき算出した土地又は家屋の価格を表示しています。
- ⑩⑪ 前年度固定資産税（都市計画税）課税標準額
土地について、前年度の固定資産税、都市計画税の課税標準額を表示しています。ただし、前年中に地目の変更があった土地については、当該土地に類似する土地に比準して求めた額を表示しています。
- ⑩⑫ 固定資産税（都市計画税）課税標準額
税額算出の基礎となる額を表示しています。
- ⑬ 軽減減免税額
新築住宅等に対する軽減措置及び減免の対象となる土地家屋の場合は、軽減税額及び減免税額を合算した額を表示しています。
- ⑭⑮ 固定資産税（都市計画税）相当額
資産ごとの税相当額を表示しています。
算出方法 固定資産税は・・・（⑨の固定資産税課税標準額）×税率1.4%
都市計画税は・・・（⑨の都市計画税課税標準額）×税率0.3%
※共用土地（区分所有家屋の敷地等）は、さらに持分割合を乗じます。また、⑬の軽減減免税額に記載がある場合は、その軽減税額もしくは減免税額を差し引いた金額を表示しています。
※なお、課税明細書に表示されている税相当額の合計と納税通知書に表示している実際に納めていただく税額とは、端数処理等により異なる場合があります。
- ⑯ 所有者
該当資産の登記名義人（台帳名義人）を表示しています。（納税義務者と同一の場合は表示していません。）
- ⑰ 軽減・減免・特例名称等
⑬の軽減減免税額に記載がある場合は、その内容と軽減減免期間の終了年を表示しています。昨年度に軽減減免期間が終了している場合は、その旨を表示しています。
住宅用地の特例に該当する場合はその旨を表示しています。

・1棟の家屋でも構造が異なる場合、または増築した場合には、別に表示してあります。
・同一区内に同一納税義務者が所有する、土地・家屋・償却資産のそれぞれの固定資産税の課税標準額の合計が、土地90万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満の場合は免税点未満の取り扱いとなります。免税点未満となった場合は固定資産税・都市計画税が課税されません。課税明細書には非課税や免税点未満の物件も記載されていますが、算出税額に含まれません。

③：住宅特例・新築軽減について

3 住宅用地に対する課税標準額の特例について

住宅用地については、住宅政策の見地から税負担を軽減するため、その面積を「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」に分けて特別措置が適用されます。

(1) 住宅用地の範囲

- ①専用住宅（専ら居住用とされている家屋）の敷地
- ②併用住宅（1階が店舗で2階が住居となっている家屋等）で、居住部分の割合が1/4以上であるものの敷地に下表の率を乗じた後の面積
※専用住宅・併用住宅ともに敷地面積が住宅床面積の10倍を超える場合は、10倍までの面積を限度とし、下表の率を乗じた後の面積

家屋	居住部分の割合	住宅用地率
専用住宅	全部	1.0
地上4階以下の併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上	1.0
地上5階以上の併用住宅	1/4以上1/2未満	0.5
	1/2以上3/4未満	0.75
	3/4以上	1.0

(2) 小規模住宅用地

住宅用地のうち住居1戸につき200㎡までの部分をいいます。特別措置は次のとおりです。

固定資産税課税標準額＝評価額×1/6

都市計画税課税標準額＝評価額×1/3

(3) 一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地をいいます。特別措置は次のとおりです。

固定資産税課税標準額＝評価額×1/3

都市計画税課税標準額＝評価額×2/3

※住宅を取り壊した場合、その翌年からこの特別措置は受けられなくなります。

4 新築住宅に対する軽減措置について

新築された住宅が次に掲げる要件に該当するときは、新築後一定期間固定資産税が減額されます。なお、都市計画税にはこの軽減措置の適用はありません。

軽減対象家屋の要件と減額内容

軽減の要件	併用住宅 (居住部分の割合が1/2以上)	
	専用住宅 1戸あたり 50㎡以上250㎡以下 ^(注)	1戸あたり居住部分が 50㎡以上250㎡以下 ^(注)
対象税額	1戸あたり居住部分が120㎡までに相当する税額 (居住部分が120㎡までの範囲は全額)	
軽減率	1/2	
軽減期間	(1) 一般の住宅 新たに固定資産税が課されることになった年度から5年間 (認定長期優良住宅は5年間) (2) 3階以上の中高層耐火住宅 新たに固定資産税が課されることになった年度から5年間 (認定長期優良住宅は7年間)	

- (注) 1. 床面積要件について、1戸建て以外の賃貸住宅は40㎡以上250㎡以下となります。
- 2. 併用住宅等では、独立的に区分された部分ごとに判定します。
- 3. 専らと併用家屋（別荘と車庫）は、床面積を合計して判定します。
- 4. 区分所有家屋における居住割合は、専有部分（それぞれ独立して区分された部分）ごとに判定します。
- 5. 床面積の算定において、共用部分がある場合には、独立的に区分された部分の床面積をあんがし、加算します。
- 6. 認定長期優良住宅に対する軽減措置の適用を受けるためには、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類を添付して、新築された年の翌年の1月31日までに申告していただく必要があります。

※固定資産税・都市計画税課税標準額の軽減・減免・特例名称等欄に「軽減が終了しました」と表示されている場合は、今年度から新築住宅に対する軽減措置の適用がなくなり、本来の固定資産税額となります。

④：課税明細書(償却資産)の説明

5 課税明細書(償却資産)の説明

この明細は、今年の1月1日現在あなたの所有で課税の対象となる資産の内容を表示してあります。

- ① 資産の種類
- ② 取得価額の合計(資産の種類毎の合計・総合計)
- ③ 決定価格の合計(資産の種類毎の合計・総合計)
- ④ 課税標準額の合計(資産の種類毎の合計・総合計)

◆課税標準額の特例に該当する資産がある場合には、③決定価格より④課税標準額が低くなります。

⑤：賦課の根拠その他

《賦課の根拠その他》

1. 賦課の根拠

この税金は、地方税法及び浜松市税条例の規定によって、1月1日現在浜松市内に所在する固定資産の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方の固定資産に対して課されたものです。

2. 税率

固定資産税の税率は1.4%、都市計画税の税率は0.3%です。

3. 軽減税額等

新築家屋等の固定資産税に対する軽減税額です。

4. 納期

納期は4回に分かれています。各納期限までに納付してください。

5. 審査請求

この通知による処分のうち、固定資産の価格以外の内容に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浜松市長に対して審査請求をすることができます。審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浜松市を被告として(代表者は浜松市長)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの履行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の期間が経過する前であっても、審査請求にあってはこの処分があった日の翌日から起算して1年、処分の取消しの訴えにあっては審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がない限り、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

6. 審査申出

納税者は、固定資産の価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を越える日までの間において、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。取消しの訴えは、当該審査申出に対する決定のみに対して、決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(代表は固定資産評価審査委員会)として提起することができます。

7. 延滞金

納期限までに税金が完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間 … 年7.3%
 - (2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間 … 年14.6%
- ただし、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第83条第2項に規定する平均貸付割合)に年1%の割合を加算した割合をいう。)が年7.0%の割合に満たない場合には、その年中においては、(1)の割合はその年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合が上限)、(2)の割合はその年の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合で計算します。

8. 納付場所

この税金は、浜松市指定金融機関等へ納めてください。

◆次の場合、1頁表の問い合わせ先までご連絡ください。

- ・住所、氏名等に誤りがある場合
- ・浜松市内に住所、事業所を有しない方で、転居等をされた場合
- ・所有者の死亡等により納税義務を承継された場合
- ・課税物件(内容)について分からない場合

⑥：約定（金融機関宛）

約定（金融機関宛）

- 1 振替日は、浜松市が指定した日とさせていただきます。
- 2 浜松市から納付書が貴行に送付されたときは、当方に通知することなく振替指定日に指定預貯金口座から納付書記載の金額を払い出し、浜松市へ払い込みしてください。
- 3 前項の手続きについては、指定した預貯金の約定にかかわらず貴行所定の方法で処理してください。
- 4 振替指定日に指定預貯金口座の残高が納付書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく当該納付書を浜松市に返戻及び次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
- 5 この取扱いに関して、仮に紛議が生じてても、貴行に迷惑をかけません。

約定（浜松市宛）

- 1 納税義務者と口座名義人が異なる場合において、口座名義人の口座から納税義務者の市税が引き落とされることについて、納税義務者及び口座名義人双方ともに異議ありません。
- 2 領収書については、預貯金通帳への記帳をもって領収書にかえます。
- 3 振替依頼した税目について、還付金が生じたときは、表記口座へ振り込みしてください。
- 4 全納での口座振替を利用中に全納振替できなかった場合、同年度中は期別の口座振替としてください。
- 5 長期に渡り浜松市から請求がない場合、口座が解約されていると判断された場合等、浜松市が必要と認めた場合には、当方に通知することなく口座振替の取扱いを停止されても異議ありません。

◆お申込み方法と取扱金融機関等

この口座振替依頼書は下記の金融機関窓口でご利用いただけます。ゆうちょ銀行の申込みには使用できませんので、浜松市内のゆうちょ銀行（郵便局）窓口にて備付けの口座振替依頼書（自動払込利用申込書）をご使用ください。

◆お申込み方法と取扱金融機関等

取 扱 金 機 関 等	銀行	静岡 三井住友 名古屋	みずほ スルガ 静岡中央	三菱UFJ 清水 遠州中央	りそな 愛知
	信用金庫	浜松いわた	遠州		
	信託銀行	みずほ			
	農協	とびあ浜松	三ヶ日町	遠州中央	
※	その他	静岡辰芳信金庫	東日本信用漁業協同組合連合会		

◆口座振替のお申込みに関するお問合せ先
 税務総務課 ☎(053) 457-2261

約定（金融機関宛）

- 1 振替日は、浜松市が指定した日とさせていただきます。
- 2 浜松市から納付書が貴行に送付されたときは、当方に通知することなく振替指定日に指定預貯金口座から納付書記載の金額を払い出し、浜松市へ払い込みしてください。
- 3 前項の手続きについては、指定した預貯金の約定にかかわらず貴行所定の方法で処理してください。
- 4 振替指定日に指定預貯金口座の残高が納付書記載の金額に満たないときは、当方に通知することなく当該納付書を浜松市に返戻及び次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
- 5 この取扱いに関して、仮に紛議が生じてても、貴行に迷惑をかけません。

約定（浜松市宛）

- 1 納税義務者と口座名義人が異なる場合において、口座名義人の口座から納税義務者の市税が引き落とされることについて、納税義務者及び口座名義人双方ともに異議ありません。
- 2 領収書については、預貯金通帳への記帳をもって領収書にかえます。
- 3 振替依頼した税目について、還付金が生じたときは、表記口座へ振り込みしてください。
- 4 全納での口座振替を利用中に全納振替できなかった場合、同年度中は期別の口座振替としてください。
- 5 長期に渡り浜松市から請求がない場合、口座が解約されていると判断された場合等、浜松市が必要と認めた場合には、当方に通知することなく口座振替の取扱いを停止されても異議ありません。

⑦：納付書

スマートフォン決済アプリによる納付方法

納付書の地方税統一QRコード[e-L-QRコード]をスマートフォン決済アプリで読み取ります。

ご利用可能な決済アプリ

STEP 1 納付書やアプリの準備
 決済アプリをスマートフォンにダウンロードして電子マネー残高のチャージをしてください。

STEP 2 アプリでQRコードを採取
 アプリを操作し、納付書のQRコードを読み取ります。

STEP 3 内容の確認、支払
 表示内容を確認し、支払いボタン等をタップします。

※利用できるスマホ決済アプリは、変更になることがあります。
 ※最新の利用できるスマホ決済アプリの情報は、「地方税お支払いサイト」でご確認ください。

納付場所 令和6年4月1日現在

●全国の地方税統一QRコード対応金融機関等
 地方税統一QRコード（e-L-QR）が印字されている納付書については、全国の対応金融機関等で納付が可能です。対応金融機関等の一覧は「浜松市HP」でご確認ください。

●浜松市の指定金融機関等

【銀行】 静岡 みずほ 三菱UFJ 三井住友 りそな スルガ 清水 愛知 名古屋 静岡中央	【金庫】 浜松いわた信用 遠州信用 静岡県労働	【農協・漁協】 とびあ浜松 三ヶ日町 遠州中央 東日本信用漁業協同組合連合会
--	---	---

【ゆうちょ銀行】（郵便局）
 地方税統一QRコードが印字されている納付書については、全国のゆうちょ銀行・郵便局窓口で納付可能です。

クレジットカード ● インターネットバンキング

クレジットカードやインターネットバンキングによる納付を希望される方は、「地方税お支払いサイト」へアクセスしてください。

詳しくはこちら [地方税お支払いサイト](https://www.payment.ltax.ita.go.jp/)
 (利用者向けホームページ)
<https://www.payment.ltax.ita.go.jp/>

地方税お支払いサイトには、4つの支払い方法があります。
 ・クレジットカード
 ・インターネットバンキング
 ・ダイレクト方式（口座振替）
 ・ペイジー番号を発行したIM等で支払う

スマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイトによる納付の場合、保取者は発行されません。
 また上記の納付方法による納付分の外税証明書は、納付日から2営業日以降に税務センターや税務センター等で申請により取得することができます。
 納税は明書の発行には手数料がかかります。（車検同程度）

納付書のお問合せ
 (市税) 税務総務課
 TEL 053-457-2261

浜松市HP(納付場所)

この納付書及びコンビニのレシート（コンビニ納税の場合）は、領収書とするものではありません。

領収証書等は、5年間大切に保管してください。

納付日より延滞金が発生する場合があります。
 延滞金の納付が必要な場合、納付書を送付します。

QRコードは納付専用ウェブの登録必須です。

【注意事項】
 下記の場合は、コンビニ等ではお支払いできません。
 ・期限を過ぎている。
 ・バーコードが読み取れない。
 ・バーコードの印字がない。
 ・金額が3万円を超える。
 ・金額が訂正されている。
 ・コンビニ等の店舗では、アプリ支払いはできません。

⑨口座振替のご案内・口座振替依頼書の記入例 (内容は毎年一部変更)【表面】

安全・確実・便利!

固定資産税 口座振替のご案内

口座振替に関するお問合せ先
 税務総務課 TEL053-457-2261

令和5年度口座振替日・申込締切日

※下記以外の日が振替日となる場合があります。
 納税通知書の納期限をご確認ください。

期別	口座振替日	金融機関窓口での申込期限	Webからの申込期限
1期・全納	令和5年5月1日(月)	受付は終了しました。	令和5年4月15日(土)
2期	令和5年7月31日(月)	令和5年6月20日(火)	令和5年7月15日(土)
3期	令和5年10月2日(月)	令和5年8月18日(金)	令和5年9月15日(金)
4期	令和5年11月30日(木)	令和5年10月20日(金)	令和5年11月15日(水)

申込方法

お申込み後に市から送付する「口座振替の手続完了のお知らせ」により、口座振替開始日等を必ずご確認ください。

○ 口座振替依頼書による申込

必要事項を記入・押印のうえ、取扱金融機関の窓口でお手続きください。(記入方法は裏面をご覧ください。)
 ※納税通知書同封の様式は、ゆうちょ銀行ではお手続きできません。お手数ですが浜松市内の郵便局窓口にて
 付けの口座振替依頼書(自動払込利用申込書)をご利用ください。

必要なもの

- ①預貯金通帳(口座番号がわかるもの) ②預貯金通帳届出印 ③納税通知書(整理番号がわかるもの)

○ Webによる申込

取扱金融機関のうち、★の金融機関はWebからもお申しいただけます。浜松市HPからお手続きください。

必要なもの

- ①納税通知書または納付書 ②預貯金通帳 ③キャッシュカードの暗証番号



浜松市HP

取扱金融機関 令和5年4月1日現在

取扱金融機関等	銀行	★静岡 みずほ	★スルガ 三菱UFJ	★清水 りそな	★愛知 三井住友	★名古屋 みずほ信託	★静岡中央 ★ゆうちょ(郵便局)
	信用金庫	★浜松いわた		★遠州			
	農協	★とびあ浜松		★三ヶ日町		★遠州中央	
	その他	★静岡県労働金庫		東日本信用漁業協同組合連合会		★楽天銀行	

市役所に郵送で口座振替依頼書を提出する場合

- 金融機関に直接提出する場合より、手続に時間がかかります。毎月10日までに郵送いただくと、翌月末から口座振替が始まります。
- 浜松市ホームページに郵送申込用の封筒(切手不要)を掲載しています。
 ホーム➡手続き・暮らし➡税金➡納税方法➡口座振替のご案内
 郵送先 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2(本館3階) 浜松市役所 税務総務課

注意事項

- 固定資産税・都市計画税の納税通知書が複数ある場合は、通知書ごとに申込みが必要です。
- 令和4年度まで口座振替であった場合でも、令和4年中に土地・家屋の持ち主や共有者、持ち分の割合に変更があると令和5年度の整理番号が変わるため、改めて口座振替の申込みが必要になります。
- 年度途中から口座振替が開始になる方で、お手元に納付書がある場合、振替と重複して納付することのないようご注意ください。(重複納付になった場合は、後日還付となります。)
- 記載内容に不備等があると受付ができず、口座振替開始日が遅れることがあります。

納税通知書に同封の口座振替依頼書の記載例は裏面をご覧ください。お問合せ先：税務総務課 (TEL053-457-2261)

⑨口座振替のご案内・口座振替依頼書の記入例 【裏面】

この依頼書はゆうちょ銀行（郵便局）への申込には使用できません。お手数ですが、浜松市内のゆうちょ銀行窓口へ備付けの依頼書（申込書）をご使用ください。

～口座振替依頼書の記入例～

希望の振替方法どちらかに○をつけてください。

市役所保管用・金融機関保管用の2枚が同じ内容になるように、漏れなくご記入下さい。

整理番号は納税通知書ごとに異なります。納税通知書が複数ある場合は、記載されている整理番号ごとにお申込みください。

記入誤りの箇所には「届出印」で訂正印を押印してください。

届出印欄は必ず「届出印」を押印してください。

<p>【納税者依頼書】 浜松市 口座振替依頼書 固定資産税専用 12345-67890-021-01 令和5年〇月〇日 浜松市中区 元町1-1-1 12345-67890-021-01 浜松 太郎</p> <p>※3枚とも切り離さず、ご提出ください。 ※お申込みの際は、必ず別紙「届出印」を添付してください。 ※赤本納付を2枚（行役所用・金融機関用）まで記入・押印してください。 ※取扱金融機関（裏面参照）の窓口にお申込みください。 ※申込期限（毎月20日）の翌月末日以降の期票から口座振替が開始されます。今年度第1期票書に併せてご提出ください。 ※裏面に納税事項が記載されており、必ずご確認ください。</p> <p>金融機関受付印</p>	<p>浜松市長 浜松 太郎 〒430-8652 浜松市中区元町103番地の2</p> <p>銀行 郵便局 元城支所 0123456 ハママツ ジロウ 浜松 次郎 〒430-8652 浜松市中区元町103番地の2</p> <p>金融機関承認印</p>	<p>浜松市 口座振替依頼書 固定資産税専用 12345-67890-021-01 令和5年〇月〇日 浜松市中区 元町1-1-1 12345-67890-021-01 浜松 太郎</p> <p>銀行 郵便局 元城支所 0123456 ハママツ ジロウ 浜松 次郎 〒430-8652 浜松市中区元町103番地の2</p> <p>金融機関使用印</p>	<p>納税義務者と口座名義人が違う場合は、納税義務者から見た口座名義人との関係（続柄）をご記入ください。 例1：「子」…納税義務者が親、口座名義人が長男等 例2：「弟」…納税義務者が兄、口座名義人が弟 例3：「納税管理人」…口座名義人が納税管理人の場合等</p>
--	--	---	---

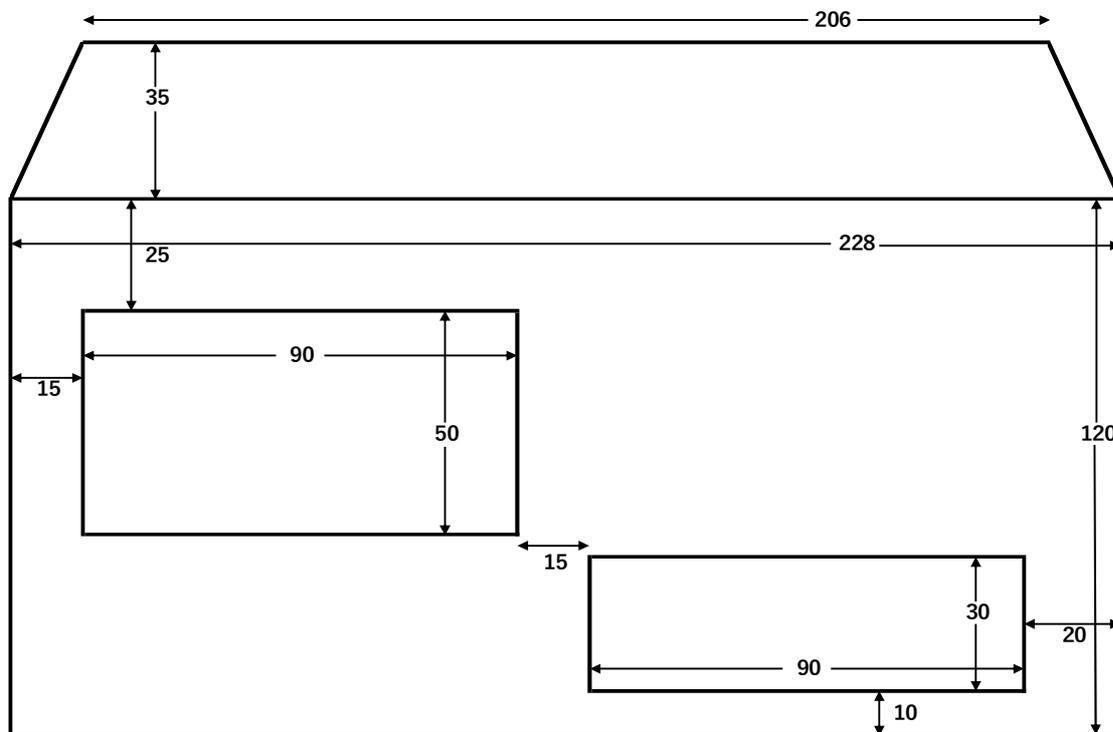
- * 依頼書は切り離さずにご使用ください。
- * お申込みの際は、必ず裏面の「口座振替のご案内」をご確認ください。
- * 市役所保管用と金融機関保管用の赤本納付内へ記入し、金融機関保管用には届出印を押印してください。記入内容に不備があった場合は、口座振替できません。
- * 取扱金融機関（裏面参照）の窓口へ、お申込みください。
- * 申込期限（毎月20日）の翌月末日以降の納期限から口座振替が開始されます。今年度の第1期振替には間に合いません。
- * 振替方法について（○印がない場合は「1.期別で納付」の取扱いとなります。）
「1.期別で納付」…各期ごとに振替する方法です。
「2.全納で納付（翌年度から全納、今年度は期別で納付）」…今年度は期別で振替、翌年度以降は第1期に1年分を一括振替する方法です。

⑩市からお知らせ (内容未定)【表面/裏面】

市税に関するお知らせ
(内容は未定)

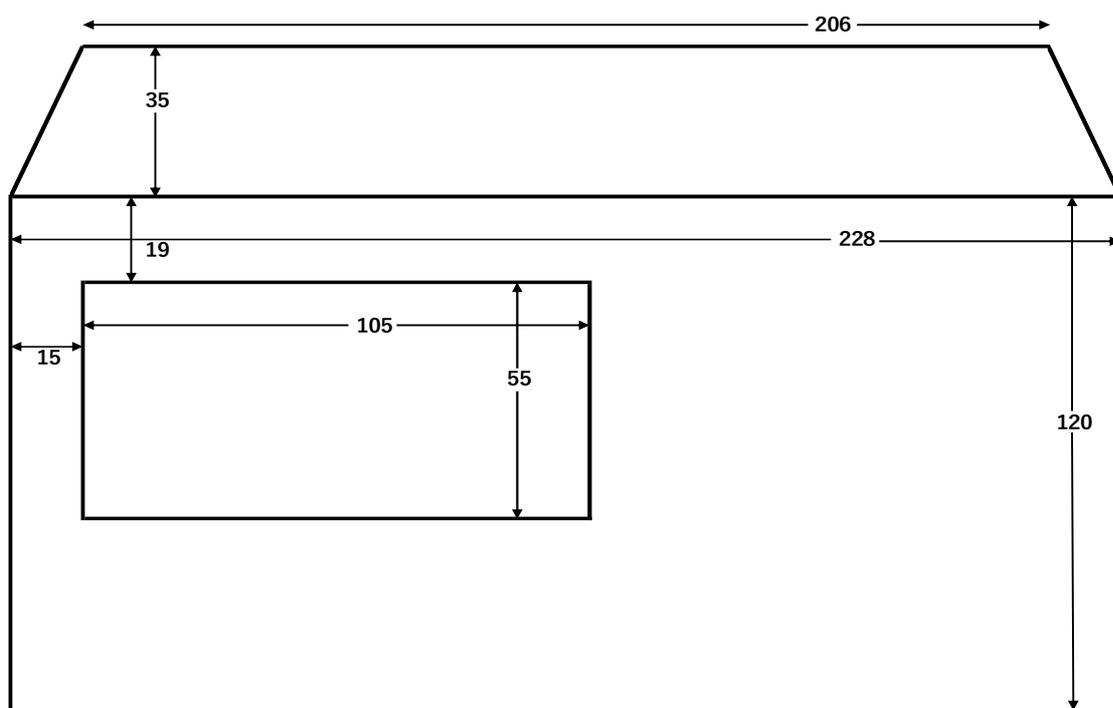
《封筒のサイズ》

「①区内特別封筒」、「⑫料金後納封筒(市内)」、「⑬料金後納封筒(市外)」、「⑮後納再印字用封筒」
 ・縦120mm×横228mm ・窓空き部分(宛名部分)サイズ縦50mm×横90mm
 (差出部分)サイズ縦30mm×横90mm



「⑭後納課税明細封筒」

・縦120mm×横228mm ・窓空き部分(宛名部分)サイズ縦55mm×横105mm



⑪区内特別郵便窓空き封筒

ご連絡ください！

次の場合には、納税通知書1枚目に記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。

- 浜松市外に住所を有している方で、住所に変更があった場合
- 家屋の取り壊しや増築などで、現況に変化が生じた場合
- 住宅から非住宅(店舗・工場等)に、あるいは非住宅から住宅に用途変更するなど、土地の利用状況に変更があった場合

令和7年度固定資産税・都市計画税 納税通知書在中

◆令和6年1月1日、浜松市の行政区が7区から3区になりました。これに伴い、固定資産税・都市計画税について一部取扱いが変わりました。
詳細は同封のお知らせをご確認ください。

＜固定資産税・都市計画税の納期限＞

第1期	4月30日	第2期	7月31日
第3期	9月30日	第4期	12月1日

浜松市

HAMAMATSU CITY

料金後納郵便
納税は安心・確実・
便利な口座振替で！

郵便区内特別

広告掲載スペース

浜松市ホームページ
検索

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

浜松市 固定資産税

広告は毎年募集しているため年度によって異なります。

⑫料金後納郵便使用窓空き封筒（市内宛用） ※3日程度の送達猶予あり

ご連絡ください

次の場合には、納税通知書1枚目に記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。

- 浜松市外に住所を有している方で、住所に変更があった場合
- 家裏の取り壊しや増築などで、境別に変わってしまった場合
- 住宅から非住宅(店舗・工場等)に、あるいは非住宅から住宅に用途変更するなど、土地の利用状況に変更があった場合

料金後納郵便

納税は安心・確実・
便利な口座振替で!

《固定資産税・都市計画税の納期限》

第1期	4月30日	第2期	7月31日
第3期	9月30日	第4期	12月1日

浜松市
HAMAMATSU CITY

令和7年度固定資産税・都市計画税 納税通知書在中

◆令和6年1月1日、浜松市の行政区が7区から3区になりました。これに伴い、固定資産税・都市計画税について一部取扱いが変わりました。
詳細は同封のお知らせをご確認ください。

広告掲載スペース

浜松市ホームページ

浜松市 固定資産税

QRコード

スマートフォン決済方法

広告は毎年募集しているため年度によって異なります。

⑬料金後納郵便使用窓空き封筒（市外宛用） ※送達猶予なし

ご連絡ください！

次の場合には、納税通知書1枚目に記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。

- 浜松市外に住所を有している方で、住所に変更があった場合
- 家屋の取り壊しや増築などで、現況に変化が生じた場合
- 住宅から非住宅(店舗・工場等)に、あるいは非住宅から住宅に用途変更するなど、土地の利用状況に変更があった場合

料金後納郵便

納税は安心・確実・
便利な口座振替で！

令和7年度固定資産税・都市計画税 納税通知書在中

＜固定資産税・都市計画税の納期限＞

第1期	4月30日	第2期	7月31日
第3期	9月30日	第4期	12月1日

浜松市

HAMAMATSU CITY

◆令和6年1月1日、浜松市の行政区が7区から3区になりました。これに伴い、固定資産税・都市計画税について一部取扱いが変わりました。
詳細は同封のお知らせをご確認ください。

広告掲載スペース

この通知書は、広告収入を得て新聞掲載料の一部に充てられ、また、広告主は公平な競争環境により決定されています。広告費に開示する情報は、広告主に直接お問い合わせください。

浜松市ホームページ

検索 浜松市 固定資産税

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

●スマートフォン決済アプリによる納付方法

納付書の地方税統一QRコード「R-GRCO」をスマートフォン決済アプリで読み取ります。

ご利用可能な決済アプリは以下の通りです。

広告は毎年募集しているため年度によって異なります。

⑭料金後納郵便使用窓空き封筒（課税明細書用）

ご連絡ください！

次の場合には、封筒表面に記載されているお問い合わせ先にご連絡ください。

- 浜松市外に住所を有している方で、住所に変更があった場合
- 家屋の取り壊しや増築などで、現況に変化が生じた場合
- 住宅から非住宅(店舗・工場等)に、あるいは非住宅から住宅に用途変更するなど、土地の利用状況に変更があった場合

料金後納郵便

納税は安心・確実・
便利な口座振替で！

令和7年度固定資産税・都市計画税 課税明細書在中

◆固定資産税・都市計画税の納税通知書は別に発送されています。この課税明細書が到着後、1週間を過ぎても納税通知書が到着しない場合は、お問い合わせ先へご連絡ください。



浜松市
HAMAMATSU CITY

財務部 資産税課

〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎3階
053-457-2155 (下記以外)

〒431-1305 浜松市浜名区細江町寛賀305番地 北行政センター2階
053-523-2879 (浜名区のちから部北區)

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 天竜区役所2階
053-922-0015 (天竜区)

広告掲載スペース



浜松市ホームページ
検索 課税 資産税

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

広告は毎年募集しているため年度によって異なります。

